



国土交通省
信濃川河川事務所

教訓を伝えて活かす まちづくり



防災・減災
新潟プロジェクト
2014

記者発表資料

平成26年10月23日

本資料の発表をもって解禁

河川管理のコスト縮減及び資源の有効活用を目的とした画期的取組み！

河川内の樹木を伐採し、利用しませんか！

信濃川河川事務所では、信濃川に繁茂する樹木のうち、河川管理上支障がある樹木の伐採を適宜実施しています。

従来、樹木伐採希望者の公募は営利を目的としない個人的な利用に限っていましたが、この度、営利目的も可能とした、**樹木の伐採希望者を公募**する取組みを「試行」します。

1 概要

信濃川の河川内に多く繁茂している樹木は、放置すると樹林化が進行し、治水上あるいは管理上の問題があることから、費用をかけ伐採を行っています。

今般、伐採に係るコスト縮減及び河道内樹木の有効活用を図る事を目的に、樹木の伐採を希望する方（企業・団体・個人）を対象として河道内樹木を伐採する取組みを試行いたします。

応募に関しては、別添の募集要領をご覧ください。

応募いただいた方については当事務所にて審査を行い、伐採者を決定します。応募者多数の場合は抽選とします。決定された方は河川法第25条に基づく許可申請手続きを行っていただきます。

【今回は試行につき、新潟県河川流水占用料等徴収条例による河川産出物採取料は免除となります。】

- 2 公募期間 : 平成26年10月23日（木）～平成26年11月10日（月）
※応募書類は郵送、FAX、電子メールで平成26年11月10日（月）必着
- 3 採取期間 : 許可の日から平成26年12月31日（水）
- 4 採取場所 : 信濃川左岸河川敷（長岡市西野及び長岡市浦地先）
- 5 問い合わせ・申込み先 : 北陸地方整備局 信濃川河川事務所 管理課
〒940-0098 長岡市信濃1-5-30
TEL : 0258-32-3259 FAX : 0258-34-9040
メールアドレス : shinano-kanri01@hrr.mlit.go.jp

【問い合わせ先】

同時発表記者クラブ

長岡市記者会
長岡地域記者会
三条市記者室
各種業界紙

北陸地方整備局 信濃川河川事務所
広報担当 専門官 小林 正夫
電話)0258-32-3020(内線406)
FAX)0258-33-8168

公 募

公募型樹木等伐採試行募集要領

～河川法第25条を適用した公募型伐採の試行～

平成26年10月23日

北陸地方整備局 信濃川河川事務所長

1 目的

信濃川の河川内には多くの樹木が繁茂しており、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水時の水の流れの妨げとなることや、流された樹木により堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があるなど、治水上問題があります。さらに河川内の樹林化により、河川巡視に支障をきたしたりゴミ等が投棄されるなど、河川の維持管理や環境上の問題もあります。

このため、国土交通省信濃川河川事務所（以下「事務所」という）では、これらの対策として計画的に河川内の樹木伐採作業を行っております。

しかしながら、樹木伐採には相当の費用を要することから、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図る試みとして、樹木の伐採を希望する方（企業・団体・個人）を募り、河川法第25条の規定に基づく伐採許可により、河道内樹木を伐採する取り組みを試行いたします。

2 募集概要

(1) 応募から伐採までの流れ

当事務所管内の別添図に示す範囲の樹木伐採を希望される方は、この「公募型樹木等伐採試行募集要領」に記載された内容に沿って応募書類を作成し、後述の応募方法により応募書類を提出して下さい。

当事務所で応募書類の内容を確認し、応募資格及び伐採に関する計画等の審査を行い、伐採者を決定いたします。

結果は応募者へ通知いたします。

また、伐採決定者は、河川法第25条の許可を受けて、伐採作業が可能となります。申請手続きの方法につきましては、決定後に説明いたします。

(2) 募集期間

平成 26 年 10 月 23 日（木）～平成 26 年 11 月 10 日（月）

※応募書類は郵送、FAX、電子メールともに平成 26 年 11 月 10 日（月）必着

(3) 樹木伐採の場所

信濃川 左岸高水敷（長岡市西野及び長岡市浦地先） 20 区画

番号	面積 (㎡)	番号	面積 (㎡)	番号	面積 (㎡)
①	12,100	⑧	8,800	⑮	4,100
②	4,600	⑨	10,300	⑯	3,100
③	3,300	⑩	9,800	⑰	2,500
④	6,000	⑪	10,300	⑱	3,600
⑤	7,000	⑫	13,200	⑲	5,300
⑥	5,400	⑬	15,800	⑳	2,700
⑦	7,300	⑭	6,300		

※おおよその面積です。

なお、詳細な場所、範囲については別添参考資料を参照してください。

(4) 樹木の伐採・搬出期間

許可の日から平成 26 年 12 月 31 日（水）

※伐採・搬出時間は 8 時 30 分から 17 時 00 分まで

※伐採期間中に降雪があった場合、信濃川河川事務所除雪は行いません。

(5) 樹木の種類

主に広葉樹（ヤナギ・クルミ・ニセアカシア等）

(6) 河川産出物採取料

河川産出物採取料について、河川法第 25 条の許可を受けた者が、河川法第 32 条の規定により、新潟県が徴収（新潟県河川流水占用料等徴収条例）することがあります。

ただし、今回の河川産出物採取料については、徴収されません。

(7) 応募資格

以下のいずれかに該当する者は、応募できません。

- ①過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。
- ②公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、北陸地方整備局長から指名停止等を受けている者。
- ③公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。
- ④直近1年間の税を滞納している者。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者。

(8) 応募方法

応募については、1企業（個人の場合は1世帯）につき1回とし、別紙の応募様式に以下の内容を記入し、募集期間内に担当者宛て郵送、FAX又は電子メールにて提出して下さい。

- 1. 応募者の氏名（法人の場合は代表者名）、住所、電話番号
- 2. 伐採木の用途
- 3. 伐採希望の区画（複数箇所可）
※必ず事前に現地を確認してください。
- 4. 応募資格の合致状況
- 5. 伐採・搬出に関する計画

◎提出先

- ・住所 〒940-0098 新潟県長岡市信濃1-5-30
- ・TEL 0258-32-3259
- ・FAX 0258-34-9040
- ・メールアドレス shinano-kanri01@hrr.mlit.go.jp
- ・担当者 信濃川河川事務所 管理課

応募者の氏名（法人の場合は代表者名）、住所、電話番号は今回の公募の連絡のみに使用します。

(9) 伐採者の決定

- ・伐採者の決定は、応募書類に基づいて当事務所で審査を行い、伐採者として問

題ないと判断された方を決定します。なお、審査の結果、一つの区画に伐採者が複数となった場合は抽選とします。

- ・決定にあたっては履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリングを実施する場合があります。
- ・伐採者として決定された場合には、伐採に先立ち伐採方法や作業工程等について当事務所と事前に協議した上で、許可申請書を提出する必要があります。

(10) 結果の通知

結果については、伐採者決定後速やかに応募者に通知いたします。

(11) 決定後に必要な許可手続き

伐採決定者は、河川法第25条の許可に係る申請書を提出する必要があります。

申請書の提出にあたっては、添付書類として、同条第2項各号に掲げる図書の提出が必要になります。また、同項第7号の「その他参考となるべき事項を記載した図書」として、伐採決定者に通知した決定の通知を提出する必要があります。

伐採応募者が複数いた区画で、伐採決定者が辞退した場合は他の伐採応募者を対象に再抽選します。

(12) 伐採にあたっての許可条件

河川区域内の樹木の伐採については、河川法、同法施行令その他関係法令の規定及び次の各条項を遵守しなければなりません。

- ①許可を受けた者は、信濃川河川事務所長（以下「所長」という）の指示に従って許可期間中、伐採の場所又は付近の見やすい場所に標識を設置し、下記の内容を記載して下さい。
 - ・伐採するものの種類及び数量（行為の内容）
 - ・伐採方法
 - ・許可受者名及び所轄事務所・出張所の名称
- ②許可を受けた者は、伐採が原因で河川管理施設を損傷したときは、速やかに所長に届け出て、その指示に従って下さい。また、伐採が原因で第三者に損傷を与えた場合は、許可を受けた者が解決にあたって下さい。
- ③許可を受けた者は、次に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内にその旨を所長に書面で届け出て下さい。

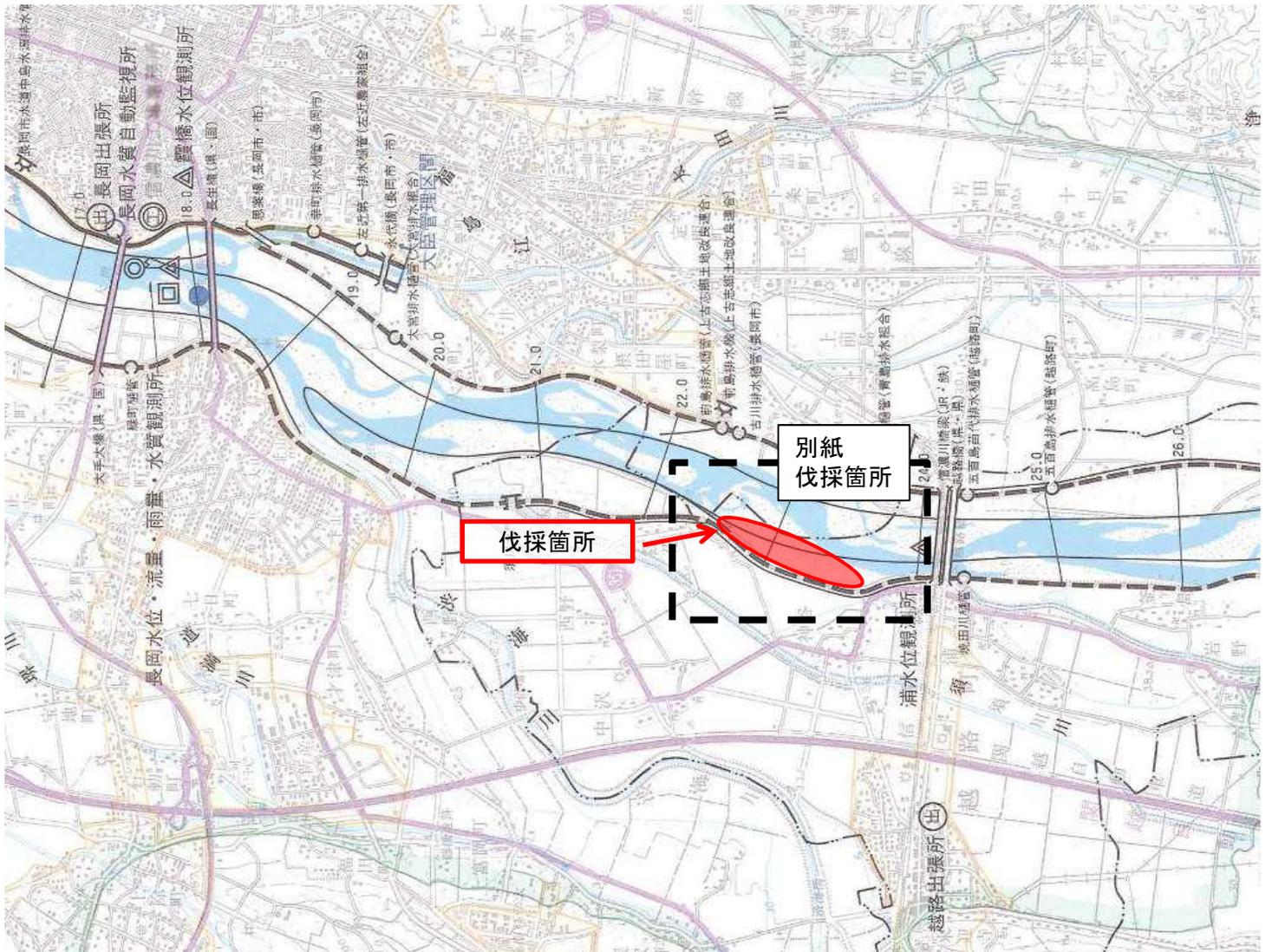
- ・住所又は氏名を変更するとき
 - ・伐採者の都合により伐採できない木が生じたなど、伐採の目的を達することができなかつたとき
- ④許可を受けた者は、伐採の着手と完了の際は、その旨を所長に書面で届け出て検査を受けて下さい。また、簡単なアンケートへの協力をお願いしています。「信濃川の河道内樹木伐採公募（試行）に関するアンケート」に必要事項を記載し、伐採後に完了届と併せて提出してください。
- ⑤許可を受けた者は、伐採に伴う危険を防止するために必要な措置を講じて下さい。
- ⑥許可を受けた者は、運搬路を通行上支障のない状態に保って下さい。
- ⑦許可を受けた者は、出水の恐れがあるときは、機材等を流出させないように措置を講じて下さい。
- ⑧作業時間は、8:30～17:00 までとします。
- ⑨許可を受けた者は、伐採について、所長から河川管理上の指示があった場合は、これに従って下さい。
- ⑩許可を受けた者は、許可の内容を変更しようとするときは、改めて所長の許可を受けて下さい。
- ⑪許可の取り消しがあったとき又は伐採の目的を達することができなかつたときは、所長の指示するところにより、河川管理上必要な措置を命ずることがあります。当該措置完了の際は、所長の検査を受けることとします。
- ⑫原則として区画内の樹木すべてを伐採していただきますが、環境条件などを考慮し、やむを得ず残していただく木がある場合があります。その際は当事務所からご連絡いたします。
- ⑬新潟県知事が定める「新潟県河川流水占用料等徴収条例」（平成 11 年 12 月 27 日）第 6 条は試行のため免除となります。
- ⑭枝葉についても現場より回収して搬出することを基本としますが、伐採者が枝葉の持ち帰りを希望しない場合は、伐採区画の通路脇 1 箇所に集積して下さい。

(13) 問い合わせ先

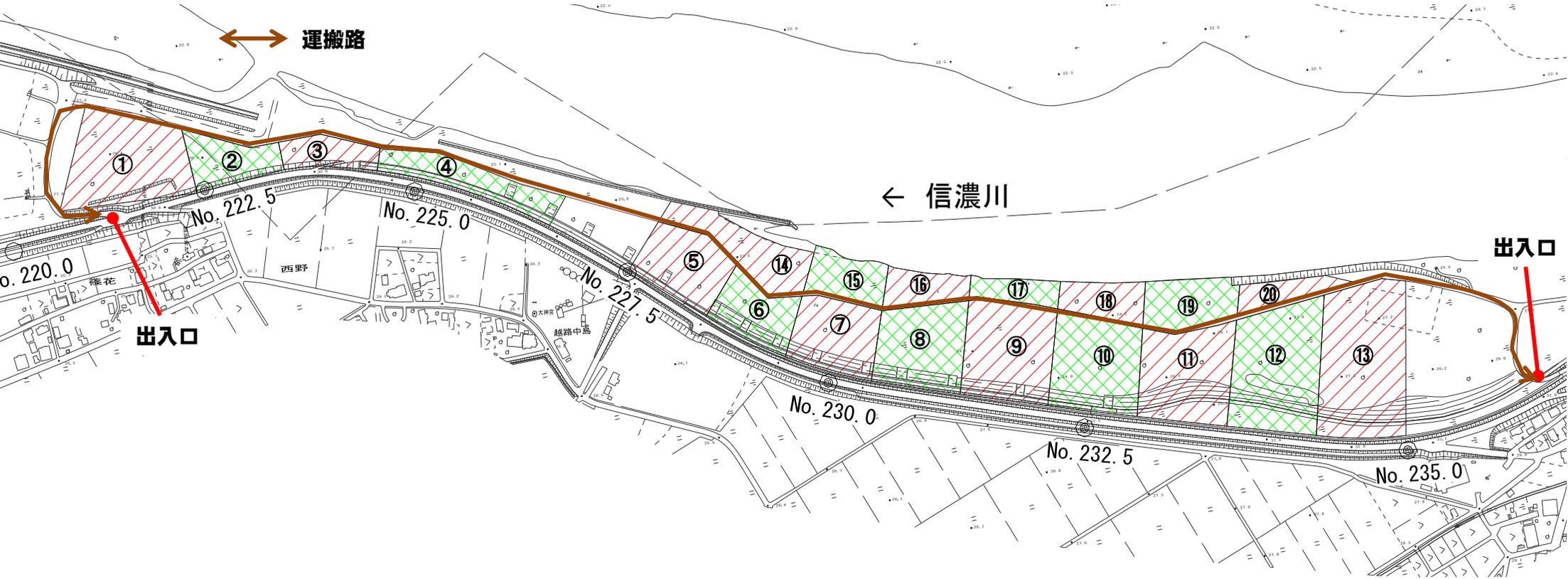
- (8) 応募方法の提出先と同じ。

参考資料

位置図



参考資料 伐採箇所



①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
12,100㎡	4,600㎡	3,300㎡	6,000㎡	7,000㎡	5,400㎡	7,300㎡	8,800㎡	10,300㎡	9,800㎡	10,300㎡

⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳
13,200㎡	15,800㎡	6,300㎡	4,100㎡	3,100㎡	2,500㎡	3,600㎡	2,700㎡

応募様式

平成 年 月 日

北陸地方整備局
信濃川河川事務所長 殿

<応募者>

氏名： _____ 印

住所： _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

平成26年 月 日付けで公募された信濃川水系信濃川河川区域内の樹木伐採に応募します。

なお、募集要領について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 伐採木の用途： _____

2. 伐採希望の区画（希望する番号の希望欄に○を記入／複数箇所希望可）

番号	希望	番号	希望
①		⑫	
②		⑬	
③		⑭	
④		⑮	
⑤		⑯	
⑥		⑰	
⑦		⑱	
⑧		⑲	
⑨		⑳	
⑩		㉑	
⑪		㉒	

3. 参加資格の合致状況 ※ 該当する項目の□全てにレ点を記入願います。

- 過去 3 年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条又は第 71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近 1 年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

4. 伐採・搬出に関する計画

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定
作業実施者 : 一日あたり 人で実施予定
伐採・搬出方法 : による伐採、 による搬出

— 以上 —